

2020年3月18日
トヨタ車体健康保険組合

新型コロナウイルス感染症に関する 臨時的な診療・処方・調剤の取り扱いについて

標記の件、慢性疾患等を有する定期受診患者について以下のような取り扱いが可能である事を周知する様、厚生労働省から展開されておりますので、組合員の皆様にご連絡いたします。まずはかかりつけの医師や薬剤師・薬局にご相談・ご確認ください。

慢性疾患等の医薬品が必要になった場合



医療機関(診察・処方)

- 患者がかかりつけの医師に電話等で相談
- 医師が電話・情報通信機器で診察（医師の判断で実施）



- 医師は、患者の同意のもと、医薬品（これまで処方されていた慢性疾患治療薬等）の処方箋をFAX等で患者が希望する薬局に送付（医師の判断で実施）

または

- 医師は、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋をFAX等で希望する薬局に送付することにしてもよい（医師の判断で実施）※
- ※いずれの場合においても、医療機関は処方箋を保管し、後日、薬局に処方箋を送付するか、患者が受診した際に手渡し、薬局に持参させること



薬局(調剤)

- 薬局は、その処方箋情報に基づき調剤
 - ※患者からFAXで処方箋情報の送付を受けた場合は、処方元の医療機関に内容を確認
- 薬局は、患者と相談の上、薬剤の品質の保持や、確実な授与がなされる方法（宅配便等）で渡し、服薬指導は電話や情報通信機器で行うことができる
- 薬局は、調剤後も必要に応じ電話や情報通信機器で服薬指導等を実施する

以上